

GM大豆9割の米国から 日本の農業を見る 最終回 日本農業の将来のためにGM技術理解を深めよう

今回でアメリカ穀物協会の招待による米国中西部の視察報告も最終回である。その視察を踏まえてわが国における遺伝子組み換え作物生産とその技術開発の現状を考えてみよう。

まだ遺伝子組み換え食品に対する拒否感が多いといわれる。経営はあくまで顧客の要望において成立するものである。その意味では、わが国の市場で遺伝子組み換え作物の商業生産が実現するためにはさらに多くの年月を要するようだ。しかし、我われはすでに米国产の遺伝子組み換え大豆を原料とした食品や飼料を与えられた畜産物を当たり前前に食べているのだ。にもかかわらず、国内生産には取り組めない。たしかに日本のような経営規模の小さな農業にはGM作物を作っても意味がないという声もある。しかしながら、米国の現実を見ればこそ、筆者はわが国でのGM作物生産に対するアレルギーはぜひとも払拭されるべきだと感じた。(昆吉則)

立ち遅れる日本のGM技術

すでに米国ではGM作物の商業生産が始まって10年が経つ。単なる除草剤耐性に始まった大豆はさらに高オレイン酸大豆などの食品としての機能性を持つ品種に除草剤耐性を組み込んだり、害虫抵抗性その他の機能を併せ持つものが標準品種になっ

ちの圧力が存在し、メディアの多くも科学的な情報提供努力をしているとはいえない。

わが国では、年間に88万件以上の交通事故が発生している。そのうちの死亡者は6352人にも上る(平成18年)。飛行機事故や鉄道の事故の例も、我われの誰もが知っている。でも、わが国で栽培中に農薬を使った農産物を食べて死んだり、健康障害が出たという例があるだろうか。皆無なのである。にもかかわらず、わが国での管理された農薬利用に対する不安を声高に語る人々もいる。遺伝子組み換え作物を使った食品を食べて健康障害が生じたという科学的根拠のある事実はあるだろうか。それも皆無なのである。

また素人がフグを調理して中毒を起す例は年間20〜30件起きており数名が死ぬという。また、東京都衛生局食品保険課のホームページによ

れば、「昭和46年から平成2年までの20年間に全国で、1011件のキノコ中毒が発生し、約5000人が中毒し、30人の死者が出て」いるそうである。

にもかかわらず人々は、「圧倒的に」と言っつてよいほどリスクの小さいわが国での農薬利用に、偏見を持っている。

それと同様に、飛躍的な技術革新をもたらすGM技術に対しては、わが国ではGM作物を商業栽培することができないでいるのだ。海外生産されたGM作物を原料とする食品を食べながらである。

もちろん、現実には食品としての事故がないからといって、農薬技術や遺伝子組み換え技術のリスクがゼロと言っつてはならない。その技術利用に伴うリスクを想定すればこそ、科学的な検証が行われ、法整備がなされているのだ。しかし、そうした管

ていたりしている。さらに、将来の

食事情や人々の健康を考えた多様な食品や薬品の開発につながる育種がなされているのだ。そして、何度も述べたとおり、米国の大豆栽培では89%がGM品種なのである。

しかし、わが国ではGM作物の商業生産はもとより、試験研究機関における試験に対しても反対運動家た



米国でもオーガニックのビジネスは盛んであり、農業経営の戦略としてそれに組み組む人々がいるのも当然だ。しかし、米国の表示規制ではNON-GMや有機農産物だからといって、安全を匂わす表現は禁じられている。



多くの国で肥満が豊かさの証明である時代は終わった。肥満の防止に向けた品種開発は大きなテーマになっている。

理の下であれば、自動車や鉄道や飛行機、さらにはフグやキノコなどよりはるかに安全といふべきなのだ。

わが国の政府は、環境に対する影響に対しては「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、食品には、「食品安全基本法」・「食品衛生法」に基づき内閣府の食品安全委員会と厚生労働省が安全性評価（リスク評価）・承認を行ない、飼料では「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関

する法律」（飼料安全法）に基づいて農林水産大臣が飼料としての安全性確認を行ない、その確認にあたっては、内閣府食品安全委員会に意見を聴くという管理体制をとっている。

もつとも、こうした国の基準とは別に、北海道などの一部の自治体で作られ始めている遺伝子組み換え作物栽培に関する条例には、農業経営の現実を無視し、科学的にもおかしいと思える記述も少なくない。

たとえば、北海道の条例での交雑防止の規定で、テンサイ（ビート）の場合では2000mの距離を置く

とされている。しかし、テンサイは花が咲く前に収穫するものである。一般的に種子も農協や精糖会社から供給されるわけであり、交雑の可能性は極めて小さいといえる。さらに、トウモロコシでは1200mの距離を置くこととされているが、緑肥や飼料用の種として輸入されるトウモロコシにGM品種が混ざるといふことではないのだろうか。食品用のものでも5%までの混入は認められていることを考えれば、現実的にはすでにGMコーンは日本のどこかで育っているかと推測すべきだろう。

2006年段階で世界のGM作物を商業栽培している国は、EUの6カ国を含めて世界22カ国。栽培を規制する国といえども、それは安全性

や環境のリスク問題というより、国民心理や農産物貿易に関するガードとしての意味合いが強い。あえて言えば、EU諸国では「GM作物不使用」の表記が許されるのは混入率0.01%以下であるのに、わが国では0.5%以下までそれが認められている。国内農業の保護という点から考えれば日本の農家はハンデを背負っていると言ふべきだろう。

日本独自のGM品種開発を

多くの反対派の人々は「日本のような規模の小さな国でGM品種を作っても所詮コストで太刀打ちできない」と主張する。しかし、それは初期のラウンドアップレディーの段階での話だ。その上に、日本の市場に合わせた、そしてさらには日本固有の特色ある品種やそれによる商品開発が進むことによってこそ、日本農業は競争力を持ち得るのである。やがて、除草剤耐性や害虫抵抗性を持たせるGM技術などは、農薬利用と同様に作物栽培の標準的技術となる時代が来る。

官民を問わず、わが国の研究者たちのGM技術開発に大いに期待すべきだし、農業経営者たちもまた、科学的知識とともに、その理解を広げていく努力をすべきなのである。

（終わり）